

令和元年度
津山市農業委員会
(11月定例会議事録)

令和元年11月11日(月)14時00分～
津山市役所2階 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(18名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎 | 2. 太田 裕恭 | 3. 池田 幸正 | 4. 井家上 淑子 |
| 5. 小串 典介 | 6. 竹内 隆一 | 7. 尾島 宏明 | 9. 岡田 成子 |
| 10. 松尾 治 | 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 | 13. 仁木 紹祐 |
| 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 | 16. 植本 幸男 | 17. 筒塩 清美 |
| 18. 大山 正志 | 19. 大塚 毅 | | |

欠席委員(1名)

8. 小島 仁太郎

事務局(9名)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 吉田 局長 | 藤原 次長 | 高橋 主査 | 杉井 主事 |
| 都井 主事 | 三宅 主査 | 小椋 主任 | 大澤 主査 |
| 阿部 主査 | | | |

議 事

- 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第52号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）
- 議案第53号 非農地証明願承認について
- 議案第54号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第55号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第56号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）
- 議案第57号 津山市農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- 報告第14号 農地転用届出書の受理について
- その他

議 事 録

別紙のとおり

(14:00～)

事務局 長

只今から、令和元年度11月の津山市農業委員会定例会を開会致します。
本日は、委員19名中、18名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、8番小島委員から欠席の連絡を頂いております。

日笠 会 長

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願いいたします。

はい。皆さんご苦勞様でございます。今年は寒くならないので、紅葉が遅いようですが、風邪には十分気をつけて下さい。

山下 委 員 長

それでは運営委員長から報告をお願いします。

前回の農業委員会で審議がなされ、運営委員会で現地確認を行い、問題がなければ承認とすとしていた議案第45号の申請番号2-1及び2-2の件について、10月23日に現地確認を行いましたので、ご報告いたします。現地確認は、日笠会長、太田職務代理、尾島委員、私と事務局で現地へ赴き、状況を確認しました。現地の状況ですが、転用を行うにあたって支障はない状況であり、確認後協議を行い、承認し進達することといたしました。

続きまして、先ほど開催されました第8回運営委員会について、報告させていただきます。今回の運営委員会では、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしく申し上げます。

日笠 会 長

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

はい、ありがとうございます。議事に入る前に、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。13番二木委員さんと、14番長森委員さん、よろしく申し上げます。

また、お配りしておりますが、綱紀肅正で、酒を飲みすぎたり、お金をもらったりなどは絶対にならないように、特別に気を付けてくださいということです。よろしく申し上げます。

事務局 (津山)

それでは議事に入ります。議案第49号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

議案の説明の前に1件取り下げがありましたので、ご連絡いたします。3ページ1-7が取り下げになりました。議案からの削除をお願いいたします。繰り返します。3ページ1-7が取り下げになりました。議案からの削除をお願いいたします。

それでは、改めまして議案第49号の説明をいたします。今回、津山地区から6件、加茂地区から1件、合計7件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、大田の55歳女性から、小田中の78歳農業を営む女性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-2についてですが、小原の60歳の男性から、総社の84歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。譲受人の経営農地と申請地の合計が下限面積を満たしていませんが、農地法施行令第2条第3項第3号農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外、「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。」に該当すると判断しています。したがって、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-3についてですが、国分寺の40歳の女性から、高野山西の72歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-4についてですが、大津市の60歳の男性から、院庄の68歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たして

いると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-5についてですが、瓜生原の88歳の男性から、同じく瓜生原の76歳、農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-6についてですが、能美市の61歳の女性から、下田邑の62歳、会社役員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

日笠会長
事務局（加茂） はい、ありがとうございます。続いて加茂。
続きまして、加茂地区の説明をいたします。
2-1、鏡野町の69歳無職の女性から、加茂町公郷の68歳、農業を営む男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。
議案第49号の説明は以上です。

日笠会長
大山委 員 はい、ありがとうございます。続いて地元委員の説明をお願いします。
1区大山です。1-1、1-2につきまして説明します。
1-1、娘さんが本気で農業をされておりますので、問題ないと思います。また境界を確定するためということで、仕方ないと思っております。
1-2につきまして、これも境界がまっすぐでなかったということで、今回きれいにしたいということでした。問題ないと思います。

日笠会長
高山委 員 はい、ありがとうございます。次。
15番高山です。1-3について、小島委員が欠席なので代わりに説明します。所有の農地も効率的に利用できていると、推進委員からも問題ないと報告を受けております。

日笠会長 はい、ありがとうございます。1-4について、8日に推進委員と協議をしましたが、問題ないだろうということでした、以上です。
次、1-5。

井家上委 員 4番井家上です。瓜生原ですが、受け人の近くということで、中村推進委員からも問題ないと聞いております。

日笠会長
池田委 員 はい、ありがとうございます。次。
これは都会から来た人ですがもとは地元の人で、きれいに掃除されて、これからするということです。よろしく願います。

日笠会長
竹内委 員 はい、ありがとうございます。次。
6番竹内です。2-1、本気で農業をされておりますので、問題ないと思います。

日笠会長 はい、ありがとうございます。今説明があったものに対して、皆さん何かありますか。
ありません。

日笠会長 * はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。
* < 多数、挙手 >

日笠会長 はい、賛成多数ということでありがとうございます。
それでは議案第50号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） それでは、議案第50号の説明をいたします。今回、津山地区から3件、阿波地区から1件の申請です。議案書のページは、4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
1-1番・小原の田、350㎡の内32㎡、畑、134㎡の内44㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。申請地の隣接地に息子が家を建築するにあたって切土による造成を行うこととしていますが、農地側から隣接地への土砂の流出を防止するため、擁壁及び法面を設置するための一時転用で、期間は令和元年12月1日から令和2年3月31日までです。転用事業者は、小原にお住いの70歳農業の男性と65歳無職の女性のご夫婦です。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設けるとともに、法面は安定勾配に

し、芝付けを行うなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。農地保護のための擁壁及び法面の設置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・高野本郷の田、327㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は露天資材置場です。転用事業者は、高野本郷にお住いの70歳建設業の男性です。型枠工事を主な仕事としていますが、業務量の増加に伴い、型枠等の資材が増え、保管場所に苦慮していることから、申請地を露天資材置場として利用するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の畦のほか法面を設け、雨水排水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・下田邑の田、1,051㎡の件についてです。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、滋賀県大津市にお住いの60歳会社員の男性です。相続したものの居住地から遠く耕作が困難な申請地を、将来の事を考え、太陽光発電施設として管理するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東側に新設水路を設け、雨水排水については、新設水路及び既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。田邑土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などからみて、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (阿 波)

はい、ありがとうございました。続いて阿波地区。

続きまして、阿波地区の説明をいたします。

3-1番・阿波の畑、91㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しております。転用目的は、墓地です。転用事業者は、阿波にお住いの58歳農業の男性です。既存の墓地が崩壊するおそれが高く、申請地に移設するため転用するものです。なお、転用面積が91㎡と20㎡を超えていますが、「津山市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則」災害の発生または公共事業の実施により墓地を移転することが必要なとき。」に該当することを確認しております。また、既存墓地の面積は92㎡であるため、転用面積については問題ないものと考えます。転用にあたり、境界部分には石積み擁壁を設置し、雨水排水については、既存水路に接続するなど土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。竹之下自治会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第50号の説明は以上です。

事 務 局 (津 山)

議案第50号での追加の説明になります。1-3番・下田邑の件につきましては、6月定例会において不承認意見とされたものです。不承認理由の太陽光発電に係る経済産業省の認定通知の事業者名が別人からの変更中であったことにつきましては、変更手続きが完了し、認定通知は転用事業者名であることを確認しております。また、申請地に違反転用があり復旧指導を行い、復旧がなされていますが、その復旧状況については、このあと地区担当の委員さんよりご説明がありますので、それを踏まえてご協議頂きたいと思っております。

日 笠 会 長
大 山 委 員

はい、ありがとうございました。では地元委員の説明をお願いします。

1区大山です。法面の擁壁を作る一時転用でありますので、問題ないと思っております。

日 笠 会 長
高 山 委 員

はい、ありがとうございました。次。

駐車場と資材置場ということで、問題ないと聞いております。

日 笠 会 長
池 田 委 員

はい、ありがとうございました。次、1-5。

これは以前から無断転用で指摘をしておったんですが、高畑推進委員と確認に行きまして、解消を確認しました。問題ないと思っております。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。次、3-1。

山下委員	11番山下です。先ほどの事務局の説明の通りで、問題ないと思います。寺坂推進委員からも特に問題無いと聞いております。以上です。
日笠会長	はい、ありがとうございました。今説明があったものに対して、皆さん何かありますか。
* 日笠会長	ありません。
* 日笠会長	はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。
事務局（津山）	<p>《 多数、挙手 》</p> <p>はい、賛成多数ということでありありがとうございます。議案第51号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。</p> <p>それでは、議案第51号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転12件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定1件、勝北地区から使用貸借権設定1件、久米地区から使用貸借権設定1件の計16件の申請です。議案書のページは、5ページから10ページです。それでは、議案書をもとに説明します。</p> <p>1-1番・小原の田、1,282㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額9,900万円の株式会社で、主な事業は土木建築工事請負業です。住宅建築事業の展開により、既存の倉庫及び敷地では保管が難しい状況にあるため、申請地を露天資材置場として利用するために転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の畦があり、雨水排水については、自然浸透により対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。</p> <p>続きまして、1-2番・小原の田、233㎡、畑、137㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.3m程度の居宅1棟で、建蔽率は27%です。転用事業者は福山市にお住いの35歳会社員の男性です。現在、県外に住んでいますが、将来のことを考え、実家に隣接する申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、側溝を設け、雨水排水については、新設する側溝から既存の水路に流入させ、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。金糞池水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。</p> <p>続きまして、1-3番・志戸部の畑、459㎡と、勝部の畑、17㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、志戸部のお住いの46歳林業の男性です。現在、ユンボや伐採用重機を多く保有していますが、現在の重機置場では収まらなくなっていることに加え、間伐木材の一時保管場所としても不足していることから、申請地を露天重機置場とするため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存法面を利用し、雨水排水は、勾配を設け、北側と西側の新設側溝に流して既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。志戸部農家組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。</p> <p>続きまして、1-4番・志戸部の田、1,071㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地4区画及び進入路です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は、山北に本店を置く資本金の額200万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁、コンクリートブロック積み及び側溝を設け、雨水排水については、新設する側溝から、既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。志戸部農家組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。</p> <p>続きまして、1-5番・高野山西の田、252㎡、所有権移転の件についてです。農</p>

地区区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.8m程度の建売住宅1棟で、建蔽率は23%です。転用事業者は高野山西に本店を置く資本金の額1,000万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、側溝及びコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、新設側溝から既設排水路に接続し、生活排水は合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。山西水利連合組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・院庄の田、822㎡、所有権移転の件についてです。農地区区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力44.0kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、安井にお住いの57歳会社役員の女性です。高齢により管理が困難となった申請地を母親から譲り受け、申請地の今後の活用を考えて、太陽光発電施設として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側と東側は申請地の方が低く、西側、南側にはコンクリート畦畔があり、雨水排水については、自然浸透のほか、新設及び既存の側溝から既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・神戸の田、1,142㎡、所有権移転の件についてです。農地区区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は、神戸に本店を置く資本金の額1000万円の有限会社で、主な事業は土木建築業です。事業拡大に伴い、建築資材の保管場所が不足していることから、申請地を露天資材置場として利用するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁と畦により対処し、雨水排水については、敷地を砂利敷きとし自然浸透とするなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・神戸の田、403㎡、所有権移転の件についてです。農地区区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.2m程度の居宅1棟で、建蔽率は30%です。転用事業者は、神戸にお住いの28歳会社役員の男性です。現在、両親と同居していますが、結婚を機に、実家と会社に近い申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、側溝を設け既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・中島の田、358㎡、所有権移転の件についてです。農地区区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.3m程度の居宅1棟で、建蔽率は22%です。転用事業者は、神戸にお住いの35歳電気工事業の男性です。現在、借家住まいですが、今後の家族構成の変化を考え、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁の他、新設の擁壁及び側溝を設け、雨水排水については、溜桝を通じて既存水路に接続し、生活雑排水については、浄化槽で処理したのち、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。嵯峨井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-10番・横山の田、499㎡、所有権移転の件についてです。農地区区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.3m程度の居宅1棟で、建蔽率は22%です。転用事業者は、横山にお住いの64歳会社役員の男性です。現在、親と

同居していて手狭なことから、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁と新設するコンクリート擁壁により対処し、雨水排水については、排水路を設け既存水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽により処理したのち、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。嵯峨井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-11番・横山の田、169㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、横山にお住いの64歳会社役員の男性です。自身が経営する建設会社の事業拡大により、業務用車両が既存の駐車場では収まらなくなってきていることから、会社から近く、転用事業者の自宅に隣接するため保安上の心配もない申請地を駐車場として造成し、会社に貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁と新設するコンクリート擁壁により対処し、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-12番・中原の田、1,175㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は、中原に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は土木工事業です。会社の事業拡大により既存の資材置場では収まらなくなっており、資材置場の確保が必要なことから、会社役員の所有する申請地を借り受け、露天資材置場として利用するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の畦と素掘り水路があり、雨水排水については、素掘り水路から既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新池水利組合から、差し支えない旨の承諾書の提出と使用貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-13番・国分寺の田、1,903㎡、所有権移転の件です。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は工場で、施設の概要は、鉄骨造2階建て全高10.9m程度の工場1棟です。転用事業者は、国分寺に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は製造業です。業績が堅調に推移し、業務拡張に伴い工場を増設する必要があり、また、業務効率の向上を図るため、会社隣接地である申請地に工場を建設するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、側溝、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、新設する側溝から既設排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽により処理したのち、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-14番・大篠の雑種地、1,577㎡、賃貸借権設定の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は、東一宮に本店を置く資本金の額3,000万円の株式会社で、主な事業は建設業です。転用にあたり、境界部分については、既存の法面をそのまま利用し、雨水排水は、側溝、溜桝を通じて既設水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。本鎌田池水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出と賃貸借契約書の写しの添付を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・上野田の農業用施設用地、489㎡、使用貸借権設定、追認案件の件につ

いてです。農地区分は、農業用施設として農振に編入された土地であり、農用地と判断しています。転用目的は露天農作業場です。転用事業者は、上野田にお住まいの46歳自営業の男性です。昭和50年頃から牛舎を建て牛の飼育しており、平成7年頃からは農業用倉庫として利用していました。この度、水耕栽培の規模拡大に伴い、効率的に農業を行うため、既存の農業用倉庫を取り壊し、露天農作業場として利用するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については隣地より低く、雨水排水については自然浸透及び既存水路で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を防止する形状であることを確認しております。川西水利組合から差し支えない旨の意見書の提出と使用貸借契約書の写しの添付を受けております。農業用施設であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

日 笠 会 長
事務局（久米）

勝北地区の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1番・神代の田、468㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.6m程度の居宅1棟で、建坪率は23%です。転用事業者は、一方にお住まいの34歳会社員の男性です。現在アパート住まいですが、子どもの成長に伴い手狭となってきたことから、義父母の自宅に隣接する申請地を義父から借受けて居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、西側は隣接地と同一の高さまで盛土の上碎石を敷き、雨水排水については、申請地内に排水路及び集水桝を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続し、直接既存の排水路に流入することのないようにするなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。神代町内会から差し支えない旨の意見書の提出と使用貸借契約書の写しの添付を受けています。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第51号の説明は以上です。

日 笠 会 長
大 山 委 員

はい、ありがとうございました。それでは1-1から、地元の委員から説明をお願いします。

はい、1区大山です。1-1は住宅地の真ん中ということで、問題ないと思っております。

1-2について、これも住宅地の中心地で、問題ないと思います。

1-3についてですが、志戸部と勝部と書いておりますが、これは隣土の農地で、資材だとかを置きたいということで、問題ないと思います。

1-4につきましても住宅地の中心地ということで、問題ないと思います。

日 笠 会 長
高 山 委 員

はい、次。

高山です。1-5につきまして、高野山西ですが、建売住宅ということで問題ないと思います。

日 笠 会 長

はい、1-6から1-11についてですが、8日に推進委員と協議をしましたが、問題ないと話をしております。

次、1-12。

井 家 上 委 員

4番井家上です。1-12ですが、持っておられるところを転用して、自分が経営している会社に貸すということで、問題ないと思います。

1-13ですが、隣接している所を購入して家を建てたいということです。問題ないと思います。

日 笠 会 長
長 森 委 員

はい、次は1-14。

14番長森です。1-14でございますが、追認案件でございますが、違法状態が続いておりましたが、農振除外も完了しまして、ここで追認で申請ということで。よろしく申し上げます。

日 笠 会 長
松 尾 委 員

はい、次。

松尾です。4-1についてですが、これも昔に牛舎をしていたんですが、いまはやめて資材置場にしているということで、問題ないと思います。

日 笠 会 長
植 本 委 員

はい、ありがとうございました。次。

16番植本です。これは娘夫婦が家を建てるということで問題ないと思います。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今説明があったものに対して、皆さん何かありますか。

日 笠 会 長	* 会 長	ありません。
日 笠 会 長	* 会 長	はい、それでは賛成の方は挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
事 務 局		はい、賛成多数ということでありありがとうございます。 それでは議案第52号、農地転用事業計画変更承認について上程します。事務局説明願います。 それでは、議案第52号の説明をいたします。今回、津山地区から1件のみの申請です。議案書のページで申しますと、11ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1-1番・北園町の宅地、612㎡の件についてです。面積ですが、分筆の際の測量成果を受け、当初転用事業時と比べて1㎡増加しています。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用事業者は、東京都江東区に本店を置く資本金の額1億円の株式会社で、主な事業は宅建業です。申請地において、建売宅地3区画を造成するため、平成30年8月17日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、所有権移転登記を済ませて土地造成も終了していましたが、同業他社及び地域の不動産動向を調査したところ、採算等の面から、分譲宅地として販売するため、事業計画の変更承認申請がなされたものです。計画の変更にあたり、境界部分については土留めを設置し、雨水排水については溜樹から側溝に放流するなど、土砂流出等、周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。第3種農地であり、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。 議案第52号の説明は以上です。
日 笠 会 長		はい、ありがとうございました。今説明があったものに対して、皆さん何かありますか。
日 笠 会 長	* 会 長	ありません。
日 笠 会 長	* 会 長	はい、それでは賛成の方は挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
高 山 委 員		はい、賛成多数ということでありありがとうございます。 それでは議案第53号、非農地証明願承認について上程します。地元の委員さんから説明をお願いします。 15番高山です。1-1について、今回浄化槽がめげて、新たに埋設する際に、違反転用が発覚したということで、森本委員と現地を確認しましたが、問題ないと思います。
日 笠 会 長		はい、1-2についてですが、これは農地を家の庭にしていたということで、仕方ないと思います。 次。
井 家 上 委 員		4番井家上です。1-3、新築をし直そうとしたところ、昭和60年頃に植栽をされていたようで、この度手続きを取りたいということでした。
日 笠 会 長		はい、次は加茂。
山 下 委 員		担当の福原推進委員から問題ないと聞いております。以上です。
日 笠 会 長		はい、次。
尾 島 委 員		7番尾島です。4-1について、昭和59年頃に家を建て替えられて、その際に宅地として取り込んでいたということです。
日 笠 会 長		はい、次。
松 尾 委 員		10番松尾です。4-2について、昭和50年頃からしていたということで、仕方ないと思います。
日 笠 会 長		はい、それでは議案第53号について筆頭者からの説明がありましたが、賛成と思う方は挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	* 会 長	はい、賛成多数という事でありありがとうございます。 議案第54号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の方は説明をお願いします。
大 山 委 員		1-1の川崎ですが、もう何年も耕作していないということで、原野状態ということですが。
日 笠 会 長		はい、次。
太 田 会 長 代 理		5-1と5-2、これは圃場整備をした農振農用地ですが、八方を山に囲まれて

日	笠	会	長	いて、もうどうしようもないということです。
				はい、それでは議案第53号について筆頭者からの説明がありましたが、賛成と 思う方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事でありありがとうございます。
				議案第55号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明 して下さい。
事	務	局		議案第55号 農用地利用集積計画の承認についての説明いたします。議案書の ページは、15ページから17ページです。15ページに集計表を載せておりま す。
				今回の利用権設定は、貸借権設定によるものが津山地区5件、阿波地区2件、勝 北地区2件、久米地区1件の計10件、所有権移転によるものが勝北地区1件で す。
				以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要 件を満たしていると考えられます。
				議案第55号の説明は以上です。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。利用集積計画ということで、皆さん承認いた だけますか。
				はい。
日	笠	会	長	では、賛成の方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事でありありがとうございます。
				議案第56号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）上程 します。事務局説明願います。
事	務	局		議案第56号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）の 説明いたします。議案書のページは、18ページから20ページです。18ページ に集計表を載せております。
				これは、農地中間管理機構として指定された岡山県農林漁業担い手育成財団が行 う農地中間管理事業による農地中間管理権の取得によるもので、20ページの一 番下に書いてありますが、全ての農地の受人は岡山県農林漁業担い手育成財団 です。
				今回、農地中間管理権の取得をするのは、津山地区4件、勝北地区2件、久米地 区2件の計8件です。
				以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要 件を満たしていると考えられます。
				議案第56号の説明は以上です。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。中間管理機構に貸す分ということで、皆さん承 認いただけますか。
				《 多数、挙手 》
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事でありありがとうございます。
				議案第57号津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について上程します。 事務局説明願います。
事	務	局		それでは、議案第57号の説明をいたします。議案書のページは、21ページか ら27ページです。
				この件につきましては、津山市が農業振興地域整備計画を変更するにあたり、次 に掲げる、農振編入4件、除外24件の合計28件について、当委員会に対し意見 を求めてきたものです。
				なお、用途変更5件につきましても、一覧に記載しております。用途変更につい ては、今後、転用届や転用許可が必要となることから記載しておりますので、併せ てご確認いただけますようお願いいたします。
				用途変更を含めたこれら33件については変更もやむを得ないものと考えます。 議案第57号の説明は以上です。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。今説明があったものについて、皆さん何かあり ますか。
				ありません。
日	笠	会	長	では、賛成の方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》

日 笠 会 長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。
事 務 局	報告第14号農地転用届出書の受理について、事務局説明願います。 報告第14号の説明をいたします。議案書のページで申しますと、15ページです。今回は、2件です。 1-1につきまして、山方の畑、合計1,016㎡のうち69㎡に農業用倉庫及び露天農業用資材置場を整備するというものです。 1-2につきまして、西中の畑、73㎡のうち40㎡に農業用倉庫を整備するというものです。
日 笠 会 長	報告第14号の説明は以上です。 はい、ありがとうございました。
* 日 笠 会 長	議案はこれを以て終了しました。委員の皆さんから何か他にありますか。 ありません。
事 務 局	それでは事務局からお願いします。 事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。 次回、12月の定例委員会ですが、12月5日木曜日午後2時より、市役所2階大会議室で行います。 繰り返し申し上げます。次回、12月の定例委員会ですが、12月5日木曜日午後2時より、市役所2階大会議室で行います。 運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所4階農業委員会室に1時30分までにお越しく下さい。 事務局からの連絡は、以上でございます。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。それでは定例会の議事を終了させていただきます。
太 田 会 長 代 理	失礼します。定例会お疲れ様でした。これで終了とします。ありがとうございました。
*	お疲れ様でした。

(15:00終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
